

営繕工事については、作業用大型扇風機、空調服等の一般的な熱中症対策は積算基準の共通費の率に含まれており、当初の工事費に計上している。一般的なもの以外は協議の上、変更により計上することとしている。工期については、作業不能日数を見込むとともに、実際に発生した日数が見込みと著しく乖離する場合は、必要に応じ契約代金額を変更することとしている。

③ 入札契約適正化法に基づく適正化指針では、公共工事標準請負契約約款に沿った手続きの実施に努めることとしており、地方公共団体に対しては、総務省と連名で要請を行っている。

今年の秋に各地方整備局の建政部建設産業課に公共工事に関するトラブル相談窓口を設けており、個別の事案については、相談いただきたい。公共工事の価格転嫁に向けては、引き続き環境整備に努めてまいりたい。

(5) 建設キャリアアップシステム (CCUS) の活用について

日空衛より、CCUSに係る次の事項を要望しました。

- ① 能力評価手数料の全額支援措置の期間延長
- ② 20万人を超える現場技術者の登録情報の有効活用について

これに対し、国土交通省からは以下の説明がありました。

① CCUSの能力評価については十分に進んでいない状況にあることは認識している。今回の建設業振興基金の全額支援で申請が3倍くらいに増加しており、一定の効果はある。担い手3法の改正で、CCUSの能力評価が前提となっていることを踏まえ、振興基金とも連携し、能力評価の拡充に努めてまいりたい。

② CCUSについては、建設技能者を念頭に置いた仕組みであることを踏まえ、今後の在り方について検討していきたい。